

## 国内見本市出展助成事業募集要領

### 1. 事業の概要

#### (1) 事業の目的

この事業は、市内中小企業者等が自ら開発した製品を見本市・展示会（以下「見本市等」という。）へ出展する際に要する経費に対して助成金を交付することにより、中小企業者等の販路拡大を支援し、もって市内工業の振興に寄与することを目的としています。

#### (2) 助成対象事業

助成の対象は

- 国内で、令和2年4月1日～令和3年3月31日までに開催される見本市等であること
- 出展について他の自治体や公的機関から一切の補助・助成を受けていないこと
- 物産展など即売を目的とするものではないことに加え、原則として以下の条件を全て満たす見本市等への出展となります。
- ◆ 国または地方公共団体が主催または後援する見本市等であること
- ◆ 小間数が100以上の規模を有する見本市等であること

#### (3) 助成対象者

助成金の交付を受けることができる者は、相模原市内に事業所を有して1年以上経過し、相模原市が課税する法人市民税（個人事業者は市民税）を完納しているものであって、次の各号に掲げるものとします。

- ◆ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者のうち、日本標準産業分類（平成25年10月改定）における製造業又は情報通信業を営む者
- ◆ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合のうち、市内工業の振興を目的として設立された組合
- ◆ 市内工業の振興を目的として設立された団体（任意団体を含む）のうち、構成員、活動内容等から判断して理事長が適当と認めた団体

#### (4) 助成対象経費

助成対象となる経費は、展示会等への出展に際して主催者へ支払う出展料（税抜）のみとします。出展料以外の経費（運搬料、電気工事費、ブース装飾費、公租公課等）は対象となりません。

#### (5) 助成額及び助成率

助成金の額は、予算の範囲内で、上限を15万円とし、助成率は2分の1以内とします。なお、予算を超えた場合、助成額が上限金額や出展料の2分の1に満たないことがあります。また、助成回数は年度内1回を限度とします。

## 2. 申請方法

### (1) 提出書類

#### ① 国内見本市出展予定票

助成を受けようとする方は、出展決定後速やかにチラシ裏面の「出展予定票」を提出（FAX又はメール送信）してエントリーしてください。

出展予定票の受付期限は 令和2年11月30日（月）（必着）です。

出展予定票は国内見本市出展助成事業のホームページからもダウンロードできます。

<http://www.ssz.or.jp/mihonichi/mihon-index.html>

#### ② 申請書類の提出について

上記の「事業の概要」を確認のうえ、

##### ◆ 国内見本市出展助成金交付申請書

（添付書類）

- ・ 展示会の内容が分かる開催要領やパンフレット等
- ・ 出展する自らの製品の内容が把握できるパンフレット等
- ・ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書：申請日より3ヶ月以内に発行されたもの、写しでも可。但し、インターネット（登記情報提供サービス）で取得したものは不可）
- ・ 申請日直近の法人市民税（個人事業者は市民税）の納付済領収書（確定分）、又は納税証明書（写しでも可）

##### ◆ 国内見本市出展助成事業報告書

（添付書類）

- ・ 展示ブースの外観及び展示の状況、展示製品が把握できる写真等の資料
- ・ 領収書（写し）等、出展料の金額及びその支出を証する書類（支払先が主催者でない場合、支払った者が申請者でない場合は、助成金を交付することができませんのでご注意ください。）

を提出してください。なお、提出された書類等は一切返却しません。

申請書類は国内見本市出展助成事業のホームページからダウンロードしてください。

また、必要な方は当財団までご連絡いただければ送付します。

※ 令和2年中に出展される場合は、令和2年12月23日（水）までに上記全書類の提出をお願いします。令和3年1月～3月に出展される場合の助成金交付申請書及び事業報告書は、出展終了後至急にてご提出ください。但し、最終受付日は令和3年3月19日（金）とします。対象展示会が最終受付日前後に開催される場合、事前にご相談をお願いします

### (2) 提出の方法

申請書類の提出の方法は、持参又は郵送に限ります。（FAX、Eメールは不可）

### 3. その他

#### (1) 助成の対象とならない場合等

見本市等の開催目的や規模、出展製品の内容によっては助成対象とならない場合があります。また、申請書類の提出が遅延すると助成を受けられなくなりますのでご注意ください。

#### ※申請書類提出期限

令和2年4月～12月に展覧の場合：令和2年12月23日（水）必着

令和3年1月～3月に展覧の場合：令和3年3月19日（金）必着

#### (2) 助成金の支払い時期

助成金の支払いは受付期限の令和2年11月末日以降を予定しており、全ての提出書類を確認後、令和3年1月中旬以降を目途に交付いたします。

#### (3) 申請内容の変更等

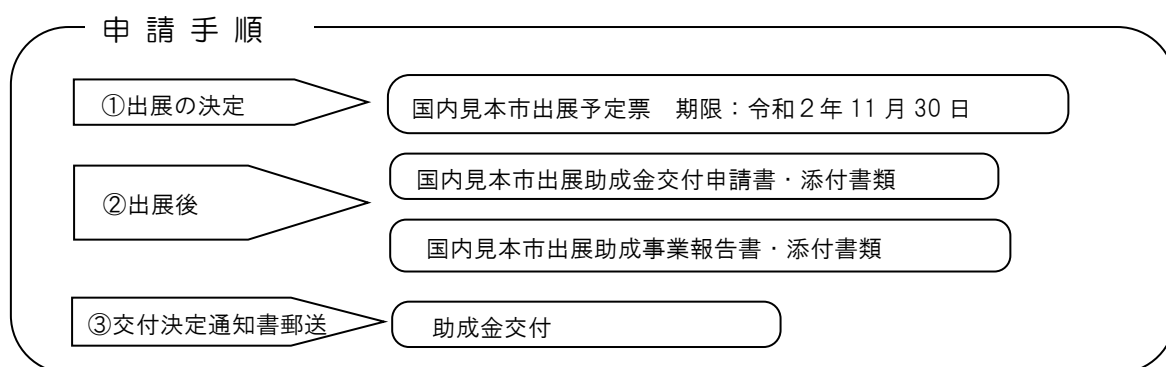
申請者の名称・代表者・住所や出展する見本市等について、助成金交付申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、出展又は交付請求までに速やかに当財団に届け出てください。届け出なく変更した場合は、交付決定の全部又は一部を取消すことがあります。

#### (4) 交付決定の取消し

偽り・不正の手段により助成金の交付を受けたとき、法令等に違反したとき、財団の指示に従わないときなどは、交付決定は取消しとなり、すでに助成金が交付されているときはその返還を求めることがあります。

#### (5) その他

本助成事業に関し、効果についてのヒアリング等の調査を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。



### 書類の提出先及び問合せ先

〒252-0239 相模原市中央区中央3丁目12番3号

相模原商工会館本館4階

公益財団法人相模原市産業振興財団

電話：042-759-5600

FAX：042-759-5655

Eメール：monodukuri@ssz.or.jp